

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 電子調達システムの利用

本業務は、「電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>) (以下「システム」という。)を利用した応札及び入札手続きにより実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|---|
| (1) 業 務 件 名 | 不動産鑑定評価業務 (小樽市) |
| (2) 業 務 場 所 | 小樽市石山町67番3、同番13 ほか
(別添「不動産鑑定評価業務対象不動産一覧表」のとおり) |
| (3) 業 務 概 要 | 仕様書のとおり |
| (4) 業 務 期 間 | 契約締結の日から平成30年8月27日まで |

3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当しない者であること。
(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。)
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 平成28、29、30年度の財務省競争参加資格(全省庁統一資格「役務の提供等」の「調査・研究」、又は「その他」)において、「D」等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、本業務の参加申込書等の提出期限までに競争参加資格(全省庁統一資格「役務の提供等」の「調査・研究」、又は「その他」)の審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者のうち、「D」等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、競争参加資格は、参加要件報告書等の提出期限までに各省各庁からの「資格審査結果通知書」と同様の参加資格を有することが確認できる者であることを含む。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (5) 当局の契約担当官等と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (6) 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)(以下「法」という。)第22条第1項に基づく登録を受けている不動産鑑定業者(以下「鑑定業者」という。)であって、本業務の参加申込書等の提出期限の日から過去3年以内に法第41条に基づく監督処分を受けていない者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 下記9の入札説明書等の交付を受けた者であること。
- (9) 入札参加申込書、誓約書等(以下「入札参加申込書等」という。)を提出した者であること。
なお、当該入札参加申込書等の審査の結果、競争参加資格がないと認めた者を除く。

4. 競争に参加する者に必要な要件

鑑定業者等が直近1年間において、北海道地域に関する公示地・基準地の不動産鑑定評価実績を有すること。
(法第28条に基づき国土交通大臣又は都道府県知事に対して提出した、直近の「事業実績等の報告書」の写しにより参加要件を確認する。)

5. 入札心得書、契約条項及び仕様書を示す場所

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階 北海道財務局 掲示板

6. 証明書等及び入札参加申込書等の提出期限

持参の場合 平成30年6月20日(水) 12時00分

簡易書留郵便の場合 平成30年6月19日(火) 17時15分

7. 入札書の提出期限

平成30年6月22日（金）17時15分

8. 開札の場所及び日時

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 11階 北海道財務局大会議室

平成30年6月25日（月）15時00分

9. 入札説明書等の交付場所及び期間

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階

北海道財務局 管財部 首席国有財産鑑定官

公告の日から平成30年6月19日（火）までの土曜、日曜を除く8時30分から12時00分及び13時00分から17時15分までとする。

※参加に必要な書類等は電子データで交付するため、未使用のCD-R1枚を持参または簡易書留郵便により郵送すること。郵送の場合には、電子媒体とともに簡易書留返信用封筒（切手450円を貼付）を同封すること。

10. 入札保証金 免除

11. 契約保証金 免除

12. 入札の無効

(1) 上記3に定める競争参加資格のない者、上記4に定める要件を満たさない者の入札及び入札心得書、入札説明書により示した入札に関する条件に違反した場合は無効とする。

(2) 参加申込みに必要な提出書類に虚偽の記載をした者の入札書は無効とする。

(3) 入札説明書の指示事項を遵守していない入札書は無効とする。なお、無効な入札書を提出していた者を委託業者としていた場合は落札者の決定を取り消す。

(4) システムによる入札の場合においては、「電子調達システム利用規約」に違反した者の入札書は無効とする。

13. 言語及び通貨

入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

14. 消費税に関する事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格（消費税込み）の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

16. 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

17. 入札に参加するにあたっての留意事項

(1) 仕様書記載事項を遵守するのに必要な業務量を積算し、採算を度外視した低価格での見積りによって仕様書の内容が遵守できない事態にならないこと。

(2) 本業務は、国民共有の国有財産の処分に係る重要な不動産鑑定評価業務であることを認識し、仕様書の内容を遵守した不動産鑑定評価業務を行うとともに、不動産鑑定評価書の品質確保に努めること。また、仕様書の内容が不動産鑑定士及び不動産鑑定業者としての処理能力の限度を超えたものである場合は、入札に参加しないこと。

(3) 不動産鑑定評価書の提出後に当局による審査を行う。この審査は「国有財産評価基準について」（平成13年財理第1317号通達）に基づくもので、事実関係等の誤認の是正及び鑑定評価書の内容についての疑問点、不明点の確認に対する回答等を要請するものであり、当局から回答等の要請を受けた場合は適切に対応すること。

- (4) 提出された不動産鑑定評価書が不動産鑑定評価基準に照らして不当な鑑定評価である等、その内容等の根幹部分に不備が認められた場合、国土交通大臣等に対して、法第 42 条に規定する措置の要求を行うことがある。
- (5) 仕様書の内容が遵守されない等、契約上の義務の履行に重大な支障が生じると認められるときは、契約を解除することがある。

18. その他

- (1) 「6. 証明書等及び入札参加申込書等の提出期限」～「8. 開札の場所及び日時」については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。
- (2) 参加に要した費用は参加者の負担とし、提出のあった書類は一切返却しない。
- (3) 具体的な手続きは、入札説明書による。

以上公告する。

平成30年6月4日

支出負担行為担当官

北海道財務局総務部長

小柳津 博



不動産鑑定評価業務(小樽市)
対象不動産一覧表

申込 記号	物件 番号	所 在 地	土地 (㎡)	建物 (㎡)		立木竹 (本)	工作物	履行期限
				(建)	(延)			
入札1	1	小樽市石山町67番3、同番13	397.53	—	—	—	—	平成30年8月27日
	2	小樽市潮見台1丁目1番93	710.39	—	—	—	—	
	3	小樽市塩谷2丁目573番3、同番4	1,116.36	—	—	—	—	
	4	小樽市塩谷3丁目2番4	8,706.62	—	—	—	—	
	5	小樽市塩谷3丁目2番5	7,660.50	—	—	—	—	
	6	小樽市塩谷3丁目2番6	4,690.67	—	—	—	—	
	7	小樽市塩谷3丁目12番13、同番15、 18番18	880.05	—	—	—	—	
	8	小樽市若竹町14番4、同番23	1,788.57	310.75	978.99	—	一式	